

規制の事前評価書

政策の名称	登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を一定の要件の下で可能とすること		
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号：03-3506-6000(内線2644)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年6月19日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】</p> <p>現在、金融商品取引法において、金融商品取引業者等は金銭の貸し付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為を禁止されており、例外として、クレジットカード決済によるもの(累積投資契約に係る取引・1回払い・10万円未満)について、適用を除外しているところ。</p> <p>他方、登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避し、もって顧客の利便性の向上を図ることが適当であると考えられるため、今般、当座貸越による信用供与を、投資者保護等のための一定の条件下で可能とすることとする。</p> <p>【内容】</p> <p>以下の要件を満たす総合口座貸越(定期預金を担保として、その額の範囲内で貸し付けるもの)による証券取引を可能とする。</p> <p>① 1か月以内に完済するものであること ② 累積投資契約に係る取引であること ③ 信用供与の上限額を10万円とすること</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 金融商品取引法第44条の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第148条、第150条</p>		
想定される代替案	上記①から③までの要件にかかわらず、総合口座貸越(定期預金を担保として、その額の範囲内で貸し付けるもの)による証券取引を可能とする。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	業者において、総合口座貸越を行う場合には、①から③までの要件に合致するシステムを整備する等の費用が発生する。	新たな遵守費用は発生しない。	
(行政費用)	国において、業者が総合口座貸越を上記①から③の要件を遵守しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	新たな行政費用は発生しない。	
(その他の社会的費用)	信用供与が限定的であるため、新たな費用は発生しない。	代替案の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間の信用供与が可能となり、借入れ利息が大きくなること、 ・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、 ・ 信用供与の上限額が制限されておらず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、 から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることもなりかねない。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができ、顧客の利便性の向上を図ることができる。	登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足に関わらず、総合口座貸越により貸付けが可能となり、顧客の利便性の向上を図ることができる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、今般の改正により、遵守費用、行政費用が新たに発生することとなる。しかし、登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができ、顧客の利便性を図ることができる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、顧客の利便性の向上に資するものあり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案は、本案と比べて、より広範な総合口座貸越による貸付けが可能であり、顧客の利便性を図ることができる。しかし、代替案は本案と比べ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間の信用供与が可能となり、借入れ利息が大きくなること、 ・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、 ・ 信用供与の上限額が制限されておらず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、 <p>から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることもなりかねない。</p> <p>これらを考慮すれば、代替案に比べ、本案による改正が適当と考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「総合口座貸越を用いて証券取引を行うことについて、貸越金額を10万円未満とするなど、クレジットカード決済で証券取引を行う場合と同様の条件の下で可能とすべく、所要の措置を講じる。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について、必要があると認めるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			